

# 会員ニュース

2020.4(新-109号)  
日本電気管理技術者協会  
事務局編集

さて、今年も青葉若葉の季節が巡ってまいりました。お出かけ日和が続いておりますが、未だ先行きが見えぬコロナ禍の中で浮かれているは、ちと世間をはばかりる今日この頃です。

皆様におかれましても外出自粛で心晴れやらぬご気分でお過ごしのこととお察し申し上げます。こんな時こそ「上を向いて歩こう！」でお天道様のエネルギーを頂いて免疫力をあげましょう。

都知事お達しの「ステイホーム！！」を破り、家から事務所までこそっと歩いて参上した事務局担当より「会員ニュース(109号)」をお届け申し上げます。



(2020年4月、練馬区栄町、木瓜バラの満開)

## 1. 4月2日、関東東北産業保安監督部のHPに「『電気事故速報』を更新しました」が掲載されました。

恒例の、「事故速報値」の更新です。関東東北産業保安監督部管内では、昨年8月より引き続き「感電死亡事故”0”」を継続中です。

詳細は、資料「～電気事故速報値(令和2年3月31日時点)」をご参照ください。

2. 4月7日、「産業構造審議会保安・消費生活用品安全分科会電力安全小委員会電気保安人材・技術WG(第4回)」が開催され、議事要旨が経産省のHPに掲載されました。

議題は、1. 持続的な電気保安体制の確保に向けた検討状況について

2. 災害時における電気保安体制の在り方について

で、「外部委託承認制度の実務経験年数」や「災害時の電気主任技術者の対応」などについて審議されています。

詳細は、資料「電気保安人材・技術WG第4回議事 要旨」をご参照ください。

なお、審議会の原資料は多量になりますので必要な方は以下のURLから入手いただくか、事務局までご請求ください。

[https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan\\_shohi/denryoku\\_anken/hoan\\_jinzai/004.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anken/hoan_jinzai/004.html)

3. 4月14日、電力安全課のHPに「当面の間窓口対応は中止します」が掲載されました。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止が目的です。皆様のご協力をお願いいたします。
  - ・届出の提出方法、問い合わせ先は次ページ以後（ホームページより）確認ください。
- とのことです。

なお、事務局では既に対応中です。会員の皆様で直接用件が発生した場合は以下のURLより、対応方法をご確認いただくか、事務局にご相談ください。

<https://www.safety-kanto.meti.go.jp/denki/data/20200413madoguchi.pdf>

4. 4月22日、同上HPに「新型コロナウイルス感染症に伴う電気保安規制への対応について(よくあるご質問)」4/7・4/10・4/22、の更新が掲載されました。

新型コロナウイルス感染症に伴う電気保安規制への対応について、よくあるご質問について回答しました。今後の状況に応じて、適時追加等してまいります。

とのことです。

詳細は、資料「よくあるご質問 更新」をご参照ください。

## 役員会よりのお知らせ！

「第7回第8期定期総会」を中止し、「書面による決議」といたします。

新型コロナウイルス感染症が深刻な状況となっています。前号でお伝えしておりましたが、4月22日予定の役員会を遠隔開催し、本年度 5月21日(木)に予定しておりました

「第7回第8期定期総会」の会場開催を中止することといたしました。

ただ今、代替処置として「書面による決議」の準備をしております。

「総会文書」等の発送には少々お時間を頂くこととなります、今しばらくお待ちください。ますようお願い申し上げます。

# 関東東北産業保安監督部管内自家用電気工作物電気事故速報値

令和2年3月31日時点

平成30年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人身	感電死亡	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (3)
	感電・アーク等負傷	1 (1)	0 (0)	1 (1)	2 (2)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	4 (4)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	13 (13)
電気火災	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
停電波及	2	10	4	5	20	7	15	2	6	4	7	4	86
主要電気工作物破損等	4	5	0	2	3	1	1	2	1	1	7	2	29
発電支障	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
件数	8	15	5	9	27	9	16	8	9	6	14	6	132

平成31年度・令和元年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人身	感電死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	感電・アーク等負傷	0 (0)	3 (3)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)
電気火災	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	3
停電波及	5	8	7	11	6	29	7	5	4	5	2	4	93
主要電気工作物破損等	4	5	3	0	0	13	15	3	1	0	1	4	49
発電支障	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3
件数	9	16	11	12	6	46	23	10	5	5	5	9	157

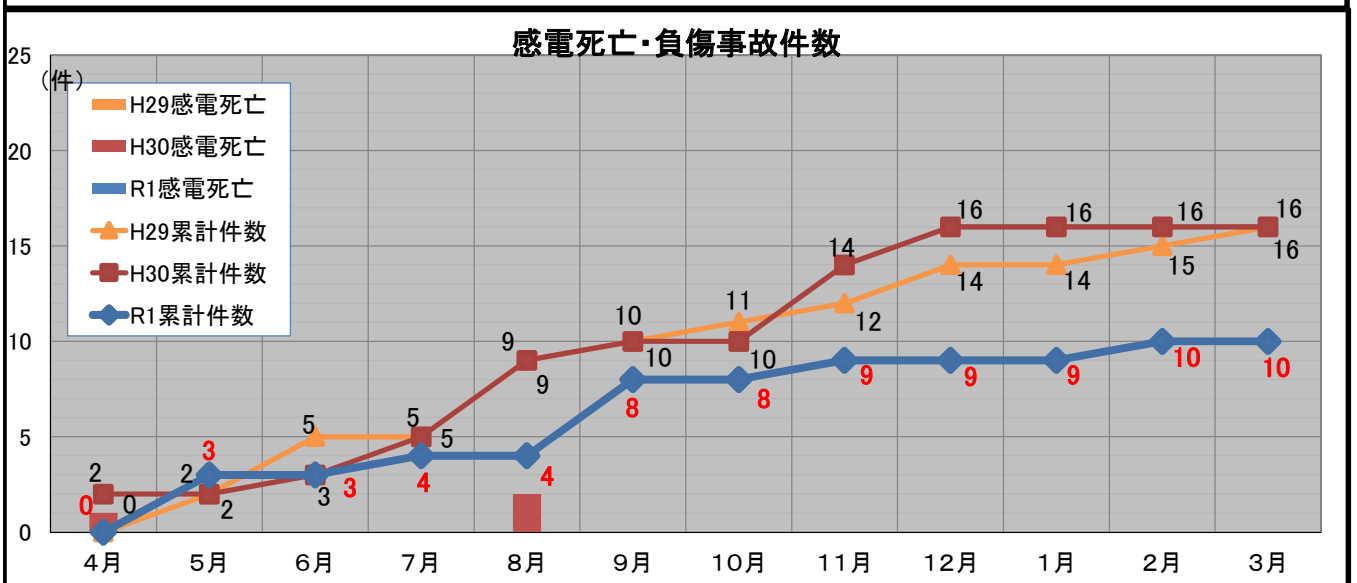
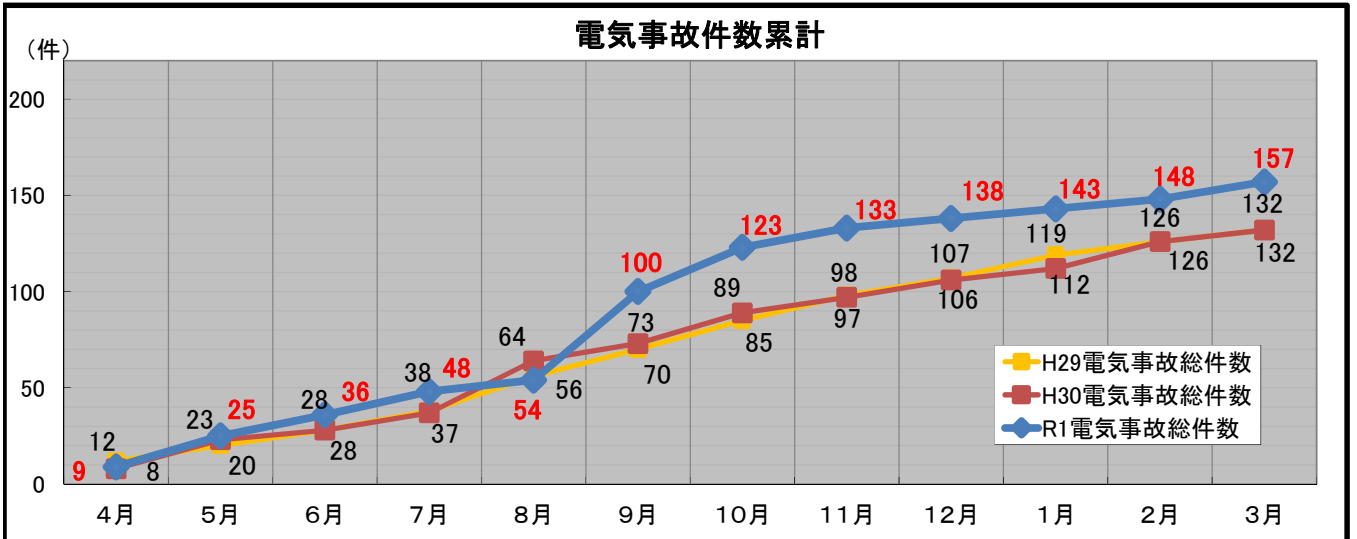
※1 1件の事故で複数の事故分類に該当する場合、各分類でカウントしますが、事故件数としては1になります。

(平成30年12月・令和元年5月に1件ずつ、「主要電気工作物破損等」、「発電支障」に該当する事故がありましたが、事故件数合計としては1件とカウントしています。)

※2 発電所における事故件数も含まれます。

※3 人身の( )は被害者数を表しています。

※4 本値は事故速報時点であるため、確定値ではありません。自然現象等による事象も含まれます。



**産業構造審議会保安・消費生活用品安全分科会電力安全小委員会  
電気保安人材・技術 WG（第4回）－議事要旨**

日時：令和2年4月6日（月）15：00～17：00

場所：S k y p e 開催

**出席者**

**<委員>**

渡邊座長、稲月委員、小野委員、柿本委員、春日委員、佐藤委員、東嶋委員、中村委員、中山委員、福島委員、前田委員、松橋委員

**<経済産業省>**

河本産業保安担当審議官、田上電力安全課長、橘電気保安室長他

**議題：**

1. 持続的な電気保安体制の確保に向けた検討状況について
2. 災害時における電気保安体制のあり方について

**議事概要：**

1. 持続的な電気保安体制の確保に向けた検討状況について

○事務局より資料1－1に基づき説明

○日本電気協会より資料1－2に基づき説明

○日本電設工業協会より、資料1－3に基づき説明

○全日本電気工事業工業組合連合会より、資料1－4に基づき説明

○委員からの主な意見

**<外部委託承認制度における実務経験年数について>**

- ・（免状に関わりなく）研修と組み合わせ実務経験年数を一律化することについて、必要な能力・スキルの明確化に加え、研修の品質確保が重要。第三者認証なども検討して欲しい。
- ・ 研修の信頼性が重要なので、第三者認証等での担保を検討して欲しい。
- ・（必要な実務経験年数は）「3年」という意見が半分を占め、現場がこれだけ3年と指摘するのは説得力がある。一方で、「5年」という意見もあり、短縮を不安に感じる現れ。不安に思われる方々へのケアも重要。
- ・ 経験年数を「5年」から「3年」にすることは「妥当」と理解。研修でカバーするという方向で良い。

### <電気工事士の実務経験年数について>

- ・ 「離職を止めるために（実務経験）年数を減らす」発想でなく、実務に基づき適切に年数を減らし、結果として離職防止につながる、という考えで検討すべき。
- ・ アンケート結果では、第1種電気工事士の（免状交付に必要な）実務経験年数は「3年」、「5年」と意見が分かれているが、技術革新による作業の短縮等も踏まえて、年数の短縮化で検討することが適当。資料1-3、1-4で根拠も示されている。

### <スマート保安技術導入に向けた対応について>

- ・ 電気保安協会でも導入研究を行っており、コストが課題。事業者のスマート保安技術の導入助成なども検討すべき。
- ・ サイバーセキュリティの確保は不可避の課題。

#### ○事務局からの主な回答

- ・ 外部委託承認制度や電気工事士の実務経験年数の短縮化については、方向性につき、御了承をいただいたと認識。（資料1-1の）スケジュールに基づき、具体的な作業を進めていく。
- ・ 外部委託承認制度の実務経験年数の短縮化に際しての、研修の「質」の確保については、方法論を含めて検討。
- ・ スマート保安技術の導入について、今後、コストダウンのための技術開発が必要であるが、事業者への導入助成は考えていない。
- ・ スマート保安におけるサイバーセキュリティの確保は、具体的な方法を検討していく。

#### 2. 災害時における電気保安体制のあり方について

##### ○事務局より資料2-1に基づき説明

##### ○電気事業連合会より資料2-2に基づき説明

#### ○委員からの主な意見

### <代理対応に対するガイドライン骨子案について>

- ・ 前提に「民事上の措置であること」とあるが、更なる前提として、一義的には設置者に責任。自然災害でも設置者、受託者が停電復旧に当たるのが前提であり、これを明記すべき。
- ・ 電気保安協会は組織力を活かし、復旧体制を構築。体制を各受託者が準備した上でガイドラインがあることが意義のあること。
- ・ 代理対応者がすべて対応できるかという点、余力も考慮する必要あり。配慮・協力いただきたい。

### <緊急連絡網の整備について>

- ・ 連絡網を設置者だけでなく関係者が確認できる場所に設置する、とあるが、具体的にはどういう場所か。

### <セカンドオプションに対するガイドラインについて>

- ・ 設置者や主任技術者へどのように指導をしていく考えか。
- ・ 監督部や主任技術者から、設置者に具体的なアドバイスをすることは考えていないか。
- ・ 昨年の台風のときにはガイドラインがなく、設置者と同意書を取り交わして対応したが、できていない設置者もあった。ガイドラインが事前に示されれば、それに従って事前に対応していけば良いので、より多くの対応が可能となる。

### <災害時の対応・備えについて>

- ・ 災害時の対応は、小中高を想定していたが、大学も対象になり得る。大学職員向けの講習はあるに超したことはないが、実際に避難所となった際にどこまで動けるかは難しい。
- ・ 広島大学の体育館を避難所として貸し出したことがあった。主任技術者が来られない時に、大学の職員等が電気の知識があったほうが良いと思った。(学校用務員等への電気保安に関する研修は) 良い提案。
- ・ 災害時に容易に立ち入りできない場所の保安確保として、遠隔監視の導入があったが、災害時に停電し確認できないおそれ。ドローンの活用なども含めて柔軟な対応が必要。一方で、現場にたどり着けない、という課題への答えがない。今後どうしていくのか、しっかり検討すべき。水害時の注意喚起事例のポスターの内容は非常に分かりやすいが、周知はどのように行ったのか。周辺住民への周知は重要なので、しっかりとした対応が必要。
- ・ 主任技術者から、周辺住民へ周知する方法も検討が必要。
- ・ 消防庁がTVを活用して注意喚起を行った事例があった。

### ○事務局からの主な回答

- ・ 緊急連絡網は、設置者の事務所内において、設置者の関係者が確認できる場所、という主旨。
- ・ 水害時の注意喚起の周知は、太陽光発電の水没を想定した内容だが、台風が来る前に、METIのHPやSNSで紹介。また、監督部のメーリングリストを活

用して、主任技術者にも周知。他にもできることがないか検討する。

- ・ セカンドオプションはマストではないが、監督部が実施するセミナーなどで周知していく。
- ・ 頂いた御意見・御指導を踏まえてしっかり検討していく。

本WGは今回で終了。本WGでの検討事項は、電力安全小委員会での審議を踏まえ、改めて調整させていただく旨を連絡し、閉会。

**問い合わせ先：**

経済産業省産業保安グループ電力安全課

電話：03-3501-1742

FAX：03-3580-8486



## 新型コロナウイルス感染症に伴う電気保安規制への対応について(よくあるご質問)

### 新型コロナウイルス感染症に伴う電気保安規制への対応について(よくあるご質問)

新型コロナウイルス感染症に伴う電気保安規制への対応について、よくあるご質問について回答を整理いたしました。今後の状況に応じて、適宜追加等してまいります。

#### <一般用電気工作物の調査(定期調査)のご連絡があった方向け> (2020年4月10日更新)

一般用電気工作物の調査(定期調査)の案内が届いたのですが、新型コロナウイルス感染症対策のため、調査の日時を変更してもらうことはできるのでしょうか。

(回答)

一般用電気工作物の調査(定期調査)の時期を変更することは可能です。調査の日時の変更や相談については、案内に記載されている、調査を行う機関の連絡先/お問い合わせ先にご連絡いただきますようお願いいたします。

なお、国においては、一般用電気工作物の調査(定期調査)の頻度についての特例措置を講じております。

詳細は[こちら](#)

#### <定期事業者検査の時期変更承認について> (2020年4月10日更新)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、定期事業者検査を行うことができず、時期を変更したい場合は、どうすればよいでしょうか。

(回答)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた定期事業者検査時期変更承認の要件や手続等については、下記をご確認ください。

詳細は[こちら](#)

#### <使用前安全管理審査、定期安全管理審査の受審時期の延長について> (2020年4月10日更新)

使用前安全管理審査、定期安全管理審査の受審時期が延長されたと聞きましたが、事実でしょうか。

(回答)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、使用前安全管理審査、定期安全管理審査の受審時期の延長に関する特例措置を講じております。

具体的な対象や期間などの詳細は、下記をご覧ください。また、個別の審査に関するお問い合わせや相談については、安全管理審査を行う産業保安監督部等又は登録安全管理審査機関にご連絡ください。

詳細は[こちら](#)

#### <主任技術者(自社選任)のテレワークについて> (2020年4月10日更新)

自社で主任技術者を選任している場合に、「電気主任技術者制度に関するQ&A(平成29年8月 経済産業省産業保安グループ電力安全課)」では、「従業員」の要件として、「主任技術者選任場所に常時勤務する者」であることが求められていますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、主任技術者がテレワークを導入することは可能でしょうか。

(回答)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言による都道府県知事による外出自粛要請などを受けて、主任技術者がテレワークを行うことは可能です。

ただし、主任技術者がテレワークで業務を行う場合であっても、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を適切に行うとともに、事故発生の際には適切な対応ができる体制を整えていただくなど、公衆安全の確保に万全を期していただきますようお願いいたします。

#### <自家用電気工作物の設置者及び主任技術者、電気保安法人又は電気管理技術者向け> (2020年4月7日更新)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、保安規程どおりに点検等を実施できなかった場合、又は「平成15年経済産業省告示第249号(電気事業法施行規則第52条の2第1号口の要件等に関する告示)」や「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)(20190304保局第1号)」に規定する頻度で月次点検や年次点検等ができなかった場合、罰則等の対象になるのでしょうか。

(回答)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響や緊急事態宣言<sup>※1</sup>により、保安規程や告示等定められた点検に必要な人員を招集できない、あるいは設置者の出勤自粛により事業場に入ることが困難、といったやむを得ない事情がある場合は、保安規程や告示等に規定する頻度で月次点検等を実施できなかったとしても、直ちに電気事業法に基づく罰則等の対象となることはありません。

ただし、そうした場合であっても、自主保安の原則に基づき、設置者と協議した上で可能な範囲の代替措置<sup>※2</sup>を検討し、実施するようにしてください。また、代替措置のご相談に関しましては、各産業保安監督部等<sup>※3</sup>にご連絡ください。

なお、点検が実施可能になった場合には、(代替措置を実施している場合でも)速やかに通常の点検を実施するようお願い致します。

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第1項に基づく緊急事態宣言



※2 代替措置の例

- ・電話等による設置者への設備の状況についての定期的なヒアリングと記録
- ・屋外設置のキュービクル等、可能な範囲での点検
- ・事故に備えた連絡体制の強化

※3 ご相談先(各産業保安監督部等)

北海道産業保安監督部 電力安全課：011-709-1725  
関東東北産業保安監督部 東北支部 電力安全課：022-221-4952  
関東東北産業保安監督部 電力安全課：048-600-0387  
中部近畿産業保安監督部 電力安全課：052-951-2817  
中部近畿産業保安監督部 北陸産業保安監督部：076-432-5580  
中部近畿産業保安監督部 近畿支部 電力安全課：06-6966-6047  
中国四国産業保安監督部 電力安全課：082-224-5742  
中国四国産業保安監督部 四国支部 電力安全課：087-811-8587  
九州産業保安監督部 電力安全課：092-482-5521  
那覇産業保安監督事務所 保安監督課：098-866-6474

<第1種電気工事士の定期講習について> (2020年4月22日更新)

電気工事士法に基づく講習がキャンセルされたことに伴い、期限内に講習を受講できなかった場合、直ちに電気工事士免状は失効してしまうのでしょうか。

(回答)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐ目的で講習が延期されたことにより、電気工事士の方が免状の交付を受けた日又は前回の講習から5年以内に講習を受講できない場合、都道府県が直ちに免状の返納を求めることはありません。

なお、講習がキャンセルされたことにより受講できなかった旨を証明するものとして、申し込みを行ったことを確認できる書類をお手元に保管していただくようお願いいたします。ただし、国の講習延期要請により申し込み受付が中止になった場合は除きます。

[第1種電気工事士の講習実施機関一覧](#)

<定期安全管理審査を受審される事業者の方向け>

定期安全管理審査を受審するために必要な人員を確保できない場合、どのような対応をすればいいでしょうか。

(回答)

まずは期限内に定期安全管理審査を受審できるよう、登録安全管理審査機関とご相談ください。ご相談の結果、期限内の受審が困難である場合には、他の登録安全管理審査機関への申請をご検討くださいますようお願いいたします。

他の登録安全管理審査機関へのご申請の検討結果、期限内での受審にご対応できない場合には、最寄りの産業保安監督部へご相談ください。

(参考1) [登録安全管理審査機関の一覧及び連絡先](#)

(参考2) [各産業保安監督部のお問い合わせ先](#)

<電気主任技術者認定校及び第二種電気工事士養成施設の方向け>

今般の臨時休業に伴い、今年度中に実施できる授業時数が所定の時数を下回ってしまうことが見込まれますが、どうすればよいでしょうか。

(回答)

- ・電気主任技術者認定校の電気学に関する学科において授業時数が不足する場合、単位の修得及び卒業の認定にあたっては、弾力的に対処し、進学や就職等に不利益が生じないよう配慮いただくようお願いいたします。
- ・第二種電気工事士養成施設において授業時数が不足する場合、課程の修了の認定にあたっては、弾力的に対処し、進学や就職等に不利益が生じないよう配慮いただくようお願いいたします。

[「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校 及び特別支援学校等における一斉臨時休業に関するQ & Aの送付について\(3月11日時点\)」\(令和2年3月11日、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課\)](#)

お問合せ先

産業保安グループ電力安全課：03-3501-1742

最終更新日：2020年4月10日